

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

令和元年10月1日より、消費税(国・地方)は10%へ引き上げられましたが、地方消費税交付金の増収分についてはその用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

余市町の令和4年度一般会計予算における収入見込み及び社会保障施策関連経費への充当状況については、次のとおりとなります。

(歳入) 引上げ分の地方消費税交付金(社会保障財源化分)	252,000 千円
(歳出) 社会保障経費その他社会保障施策に要する経費	2,921,911 千円

(社会保障経費その他社会保障施策に要する経費内訳)

事業名	経費	一般財源		
		千円	地方消費税交付金(社会保障財源化分) 千円	
	千円	千円	千円	
社会福祉	障害者福祉事業	798,454	210,666	36,519
	高齢者福祉事業	160,589	118,414	20,527
	児童・母子福祉事業	665,830	187,463	32,497
	その他事業	33,782	29,474	5,109
	小計	1,658,655	546,017	94,652
社会保険	介護保険事業	379,467	342,557	59,382
	国民健康保険事業	199,053	93,648	16,234
	国民年金事業	120		
	小計	578,640	436,205	75,616
保健衛生	医療対策事業	539,221	401,798	69,652
	疾病予防対策事業	126,436	57,037	9,887
	健康増進対策事業	18,959	12,652	2,193
	小計	684,616	471,487	81,732
合計	2,921,911	1,453,709	252,000	

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、各事業に要する一般財源の比率に応じて按分して充当しています。